

# 社会保険

# あいち



とじて保管しましょう

大須観音(名古屋市)

## 《今月の主な内容》

### 謹賀新年 2024 年頭所感

- コラム ～日本の健康・世界の健康～
- 「年取の壁・支援強化パッケージ」の取り扱いについて
- 令和5年度被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございます！
- 社会保険協会費の納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください
- 「労働保険事務講習会」開催のお知らせ

〔 事業所の名称や所在地を変更されました際には、「事業所名称・所在地等変更届」を愛知県社会保険協会へご提出くださいますようお願いいたします。〕

なお、届書の様式は愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております。

No. **561**

2024年1月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

# 2024 年頭所感

# 謹

## 年頭にあたって

一般財団法人  
愛知県社会保険協会長

森井 定正



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えになられたことと、謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は、本会の事業運営に多大なるご支援とご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。おかげさまで各事業とも計画に沿って、概ね順調に進捗いたしております。

さて昨年は、3年以上続いた新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に引き下げられ、私たちの生活や行動は徐々にコロナ以前に戻ってきました。一方で世界情勢は、ウクライナへの軍事侵攻が依然として続く中、新たにイスラエルとイスラム組織で軍事衝突が勃発するなど極めて不安定な一年でもありました。全世界的にインフレ、物価高が加速し、国内でも急激な円安や生活必需品の値上げなどの影響を受けながら今なお推移しております。

先行きの見通しにくい不透明な状況の中でしたが、明るい話題もたくさんありました。侍ジャパンのWBC優勝や将棋で史上初の8冠制覇を達成した藤井聡太名人の快挙などで日本中が大いに盛りあがりました。本年は、日本がさらに元気になり、明るい未来へとつながっていくと信じているところです。

このようななか、社会保障制度の中核である医療保険・年金制度については、加速する少子高齢化・人口減少社会においても安定的かつ持続的に制度維持できるかどうかを常に点検し、

必要に応じて見直すことが求められます。例えば、短時間労働者への適用拡大や年収の壁・支援強化パッケージへの取り組み、マイナンバーカードの健康保険証利用などの対策が進められておりますが、更なる制度充実と安定性、利便性の向上が進むことを期待しています。

当協会といたしましては、健康保険制度及び公的年金制度が健全かつ安定的に運営されますように、会員事業主の皆様のお役にたてる事業運営に努めてまいります。両制度を分かりやすく周知するため、会員事業所から納付された会費を財源として、日本年金機構大曾根地域代表年金事務所及び全国健康保険協会愛知支部から最新の情報を頂戴し、広報誌「社会保険あいち」や、両制度に関する冊子等の配布による広報活動を展開します。また社会保険制度を始めとする各種事務説明会・セミナーの開催なども積極的に進めてまいります。加えて、被保険者とご家族の皆様の健康保持・増進に貢献する事業として、「社会保険健歩大会」、「ボウリング大会」「各種補助券の発行」等の事業を推進してまいりますので、皆様のなご一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後となりましたが、皆様方の益々のご活躍とご多幸、会員事業所のご発展を心より祈念申し上げます。年頭の挨拶といたします。



# 賀 新 年

## 新年を迎えて

全国健康保険協会愛知支部  
支部長

松下 敏幸



新年を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。  
皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えに  
なられたことと心よりお慶び申し上げます。

日頃より協会けんぽの事業運営に多大なるご理解  
とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

協会けんぽは、設立から16年目を迎えました。こ  
の15年の間に、我が国の社会環境は大きく変貌を遂  
げており、特に先進国の中でも最も顕著に進展して  
いる少子高齢化は、協会けんぽにとっても、最大の  
課題であると認識しております。

その中で、基盤的保険者機能を確実なものとし、  
戦略的保険者機能を一層強化・発揮することで、加  
入者の皆様の安心と信頼を得られる業務運営を進め  
ていく所存です。

今後でもできる限り保険料率の上昇を抑えつつ、加  
入者の皆様が安心して医療機関を受診でき、また、  
健康増進を図っていただける環境を維持していくた  
めに、協会けんぽの令和6年度から3年間の中期行動  
計画である第6期保険者機能強化アクションプラン  
のもと、現金給付やレセプト審査といった医療保険  
者としての基盤的な業務の効率性を高め、正確かつ  
着実に遂行してまいります。

また、関係団体や自治体との連携のもとで、特定  
健診・特定保健指導、コラボヘルス等の健康づくり  
の取り組みを通じて加入者の皆様の健康づくりをサ  
ポートするとともに、データ分析を通じて得られた  
愛知支部の健康特性等に応じた医療費適正化に向け  
た取り組みを戦略的に進めてまいります。

本年につきましても、円滑な事業運営に関し、よ  
り一層のご協力を賜りますよう、お願い申し上げま  
す。

末筆になりますが、貴会の益々のご発展と会員の  
皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、新年の  
ご挨拶とさせていただきます。

## 新年を迎えて

日本年金機構  
中部地域部代表年金事務所  
大曾根年金事務所長

沼田 豊



新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。  
皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えの  
ことと心よりお慶び申し上げます。

日頃より公的年金制度への深いご理解のもと、円  
滑な事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構は平成22年1月に発足し、本  
年で15年目を迎えます。

当機構は、年金制度を実務として運営する執行機  
関であり、当機構が扱う公的年金制度の被保険者は  
約6,800万人、年金受給権者は約4,000万人と合わせ  
て一億人を超える規模であり、徴収している社会保  
険料の金額は年間約38兆円、お支払いしている年金  
支給額は年間53兆円を超え、これは我が国の名目  
GDPの約1割に近い額となっております。

また、高齢者の方で年金だけで生活されている方  
は5割を超え、かつ高齢者の方の収入の中で年金の  
割合は6割程度になっているのが現状であり、年金  
の果たす役割は極めて大きく、公的年金制度は我が  
国にとっての重要な社会インフラとなっていること  
から、無年金者・低年金者の方を防ぐためには、国  
民年金保険料の納付率向上が極めて重要であると認  
識しております。

国民年金の保険料は被保険者である国民が自ら納  
付いただく制度であることから、国民年金の保険料  
納付率は年金制度に対する信頼のバロメーターとも  
称されており、昨年度の最終納付率は80.70%まで  
上昇し、機構発足後初めて80%台に到達することが  
できました。

今後も、納付の重要性を訴求する事、この納付率  
の着実な引き上げに向け、努力を続けてまいります。

本年につきましても、皆様のご理解とご協力を賜  
りますよう、お願い申し上げます。

末筆になりますが、貴会と皆様の益々のご発展と  
ご多幸を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせてい  
たいただきます。



## ～日本の健康・世界の健康～

### 世界の少子化

名古屋市立大学大学院看護学研究科 准教授 江 啓発

最近の人手不足のニュースを見聞きするたび、いよいよ誰もが少子化・人口減少を意識する時代が到来したと実感する。政府の施策において、少子化対策は、最も重要な優先課題の一つとして位置づけられ、少しでも出生率を上げようと国および地方自治体があの手この手を使って苦戦している様子がうかがえる。

少子化の指標として、一般的には、合計特殊出生率(以下、出生率)の数字が使用される。これは、平均で1人の女性が生涯に渡って産む子どもの数である。出入国による人口の増減がないと仮定し、男女2人が結婚して次世代に2人の子どもが生まれれば、将来的に人口はおよそ一定水準に保たれる。人口減少に寄与する死亡者数を考慮すると、平均で1人の女性が約2.1人の子どもを産めば、人口は現在の水準のままを維持すると予測される。出生率2.1(現在の試算)は「人口置換水準」と呼ばれ、これを上回ると将来的に人口が増加し、下回れば人口減少に転じる。過去40年間に渡り、日本の出生率は人口置換水準を下回り続けてきた。最新の2022年データによると、日本の出生率は1.26という歴史的な低水準まで落ち込んでいる。では、政府が打ち出した「異次元の少子対策」で出生率を2.1まで上げることができれば、少子化の流れを止めることは可能なのだろうか。その答えを探る前に、まず国が出生率2.1を現在の目標にしていないことを知っておく必要がある。2015年、政府が戦後初めて公式に出生率の目標を掲げた。この目標の数値は、2010年実施の第14回出生動向基本調査に基づいて計算された「希望出生率」の1.8である。希望出生率とは、全ての若い世代が阻害要因のない条件下で個人の希望通りに結婚や出産できるというものである。そのため、予測できる将来の日本は2.1より低い出生率で推移する。つまり、日本の人口は減少する方向に向かう一方だと考えられるのである。

海外の状況はどうだろうか。欧米の主要先進国の状況(図1)を確認してみよう。EU(欧州連合)の中で、出生率が最も高いフランスは、1990年代以降、既存の少子化対策に加え、さらに手厚い子育て支援などの政策によって、一時期(2006年)は2.0を超えたが、近年、減少傾向に転じた。また、社会保障や子育て支援が充実していることが知られているスウェーデンなどの北欧諸国でも出生率が減少しつつある。さらに、減少幅が目立つフィンランドは、2022年のデータにおいて出生率は1.32と日本に近い水準となった。

近隣の東アジア諸国の状況も見てみたい。まずは、このところ、頻りにマスメディアに取り上げられている韓国である。今年、韓国の出生率は、昨年すでにOECD加盟国(主要先進国)の最下位であった0.82からさらに予想を超え、0.78まで減少した。これは3年連続の人口減少となり、人口消滅の危機に最も近い国とまで言う人も現れるほどである。

また、おそらく多くの人が人口超大国だと認識しているであろう中国も、少子化・人口減少は深刻である。世界銀行が公表した2021年のデータによれば、全国の平均出生率は1.16であった。また、複数のメディアによると、2022年は、さらに1.09にまで低下したという。特に、北京や上

海などといった主要都市では、0.7前後と驚きの低水準であった。中国は、1979年から行ってきた「一人っ子政策」を、2016年に「二人っ子政策」に緩和し、2021年には、3人まで容認する政策へと舵を切った。これは実質的に出生数制限を撤廃したものと捉えられる。各地方政府は規定を改正し、産休・育休制度の充実、育児費用の負担軽減などの施策を示してきた。今年10月、習近平国家主席は、共産党の中華全国婦女連合会の指導部との会合で若者の結婚観・出産観の指導強化を働きかけた。このように、短期間に政策が方向変換された背景には、少子化の加速状況が政府当局の予想を遙かに超えたものであったことがうかがえる。他の東アジアの主要経済国の状況も同様である。たとえば、台湾(2021年、出生率=1.07)、シンガポール(2022年、出生率=1.05)などは、かなりの低水準に落ち込んでいる。東アジア諸国は欧米と比べると、急速に経済発展が進み、社会的変化への対応が多方面から追いついていないという捉え方もある。欧米諸国のような移民受入れの土壌もなく、社会的・文化的には女性に育児の負担が偏っている、その育児においても競争社会化・高学歴社会化が進むにつれ、教育コストが高騰している。これらも少子化の原因であることが指摘されている。

意外かもしれないが、少子化はいわゆる経済先進地域だけでなく、世界的に広がっている。今年、中国を抜いて世界一の人口大国になったインドでもじわじわと少子化が進んでおり、全国の出生率は1990年の4.05から2021年の2.03まで低下した。殆どの都市部ではすでに大幅に2.0を下回る水準である。さらに、人口が急激に増加しているアフリカ大陸にも、少子化の気配が漂い始めている。このように、世界規模でも、少子化が避けがたい現象となっていることが分かるだろう。

日本政府は、長期的な視点から、これから日本の人口水準をどのように捉えていくべきかという方向性をまだ明確に示していないように思われる。安部政権時代の「一億総活躍社会」の見込みがないようなら、人口が8千万或いは5千万となる日本で、どのように国の経済や社会保障システムを維持していけるかをそろそろ検討しなければならないだろう。これから近い将来、祖先が経験したこともない社会問題が現実になり始めるのかもしれない。人口減少で明るい日本の未来像が描きにくい状況ではあるが、希望は捨てないでいたい。

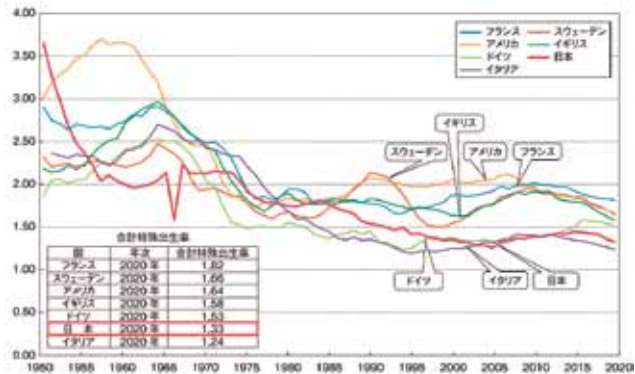


図1 諸外国の合計特殊出生率の推移(引用:内閣府 少子化社会対策白書、令和4年版)

## 「年収の壁・支援強化パッケージ」の取り扱いについて

令和5年9月27日に厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、具体的な取り扱いが示されました。

### 「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりを後押しします。

#### パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、厚生年金・健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、厚生年金や健康保険の加入に併せて、手取り収入を減らさない取り組み（※）を実施する企業に対し、労働者1人当たり最大50万円の支援をします。

- （※）・社会保険適用促進手当を支給（社会保険料の算定対象外）  
・賃上げによる基本給の増額 ・所定労働時間の延長

年収130万円以上となることで、国民年金・国民健康保険に加入するため、保険料負担を避け、就業調整してしまう。

#### 「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

※「130万円の壁」への対応について、詳しくは「P6 協会けんぽからのお知らせ」をご覧ください。

#### ◎いわゆる「年収の壁」について

厚生年金保険及び健康保険においては、会社員の配偶者等で一定の収入がない方は、被扶養者（第3号被保険者）として、社会保険料の負担が発生しません。

こうした方の収入が増加して一定の収入を超えると、社会保険料の負担が発生し、その分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整する方がいらっしゃいます。その収入基準（年収換算で106万円や130万円）がいわゆる「年収の壁」と呼ばれています。

○従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合

#### 「106万円の壁」

加入制度：厚生年金保険・健康保険

○左記以外の場合

#### 「130万円の壁」

加入制度：国民年金・国民健康保険

- ・「従業員100人超」は、令和6年10月に従業員50人超の企業まで拡大。
- ・「従業員数」は、企業の「厚生年金保険の適用対象者数（被保険者数）」で判断。
- ・「従業員100人超企業に週20時間以上で勤務する場合」は、所定内賃金が月額8.8万円以上（年収約106万円）になると厚生年金保険等に加入。

厚生労働省ウェブサイトにて制度の概要やよくある質問を掲載しています。

詳しくはURLまたは二次元コードによりご確認ください。

〈年収の壁・支援強化パッケージに関する厚生労働省ウェブサイト〉  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou\\_001\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)



事業主・加入者のみなさまへ

## 令和5年度 被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございます！



協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が現在もその状況にあるかを確認させていただくため、令和5年10月から12月にかけて被扶養者資格の再確認をさせていただきました。

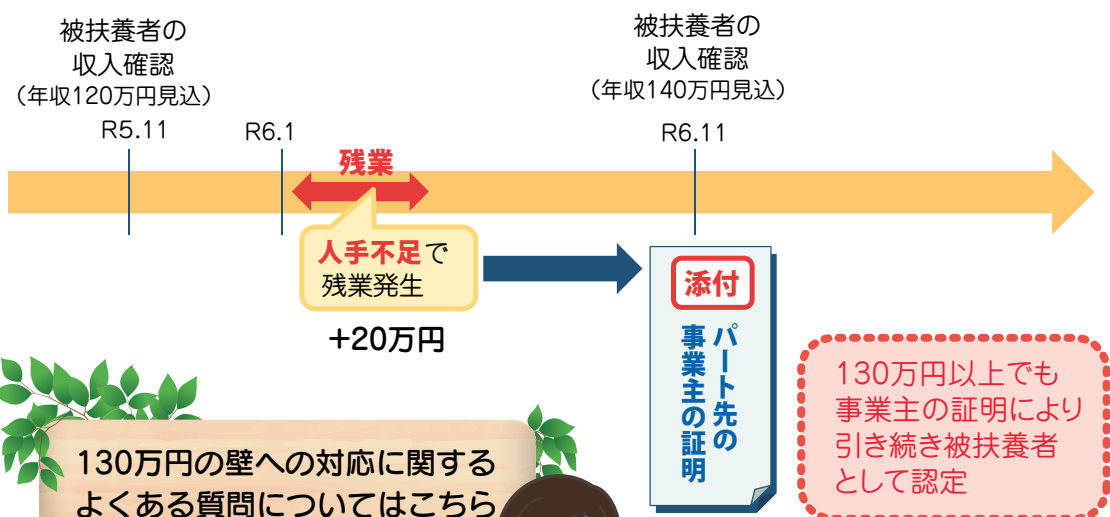
まだご提出いただいていない事業所様につきましては順次ご連絡をさせていただきますので、ご提出をお願いいたします。

### 被扶養者の収入基準『年収(130万円)の壁』への対応について

厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」が示され、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、円滑な被扶養者認定を可能とする方針が示されました。

#### 〈事業主の証明による被扶養者認定の円滑化〉

**例** 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入が増え、**年収130万円以上**になった場合



130万円の壁への対応に関するよくある質問についてはこちら

厚生労働省  
ウェブサイト



※ただし、同一の者について原則として連続2回までを上限とされています。

## 協会けんぽからの照会が届いた事業所様へ

被扶養者状況リスト等をご提出いただいた際に「被扶養者調書兼異動届(解除用)」の添付があり、扶養解除の理由が「**収入増加**」を選択されている場合は、協会けんぽより、収入増加の理由を確認するため文書照会をさせていただくことがあります。

### 一時的な収入増加の場合 (人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加)

#### 手続きが必要

「事業主の証明による被扶養者認定Q & A」はこちら

収入増加理由

被扶養者が勤務する事業所の「事業主による証明書」を回答期限までにご提出ください。

事業主からの証明の取得が困難な場合、勤務時間等を管理する者(勤務先のマネージャーや店長等)の証明であっても差し支えありません。

回答期限までに返信がなかった場合は、ご提出いただいた「被扶養者調書兼異動届(解除用)」に基づき、扶養解除の手続きを進めさせていただきます。



### 一時的な収入増加ではない場合 (基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合)

#### 手続きは不要

### 個人番号(マイナンバー)収集・確認を実施しております

協会けんぽでは9割以上のご加入者様の個人番号を保有しておりますが、令和6年秋には現行の健康保険証は廃止され、マイナンバーカードと健康保険証が一体化される予定です。そのため、ご加入者様全員の個人番号を収集・確認する必要があり、事業主様を通じてご加入者様の個人番号を確認させていただく場合があります。個人番号に関する照会リストが届いた事業主様におかれましては、照会リストに掲載されているご加入者様の個人番号等のご確認・ご提出にご協力をお願いします。

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので、健康保険組合の加入者様は内容が異なる場合があります。

協会けんぽの紙面(6,7ページ)についてのお問い合わせはこちら

 **全国健康保険協会 愛知支部**  
協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階  
**TEL: 052-856-1490(代表)**

●受付時間 午前8:30~午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

手続きは郵送でお願いします



メールマガジンにご登録ください。

健康保険、健康づくりに関する最新情報をお届けします。

**3ステップ**で簡単登録!

- 1 ご登録画面へアクセス
- 2 新規登録をクリック
- 3 アドレスなど入力、確認ボタンをクリック

協会けんぽ愛知 メールマガ



## 社会保険協会費の納付は、便利で確実な「口座振替」をご利用ください

2023年10月の時点で口座振替のご登録がない会員事業所様を対象に、2023年11月号の「社会保険あいち」に「預金口座振替依頼書」「返信用封筒」を同封させていただきました。

2024年5月末納付期限の協会費納入から口座振替をご希望される会員事業所様で、まだ「預金口座振替依頼書」の提出がお済みでない場合は、2024年2月15日（木）までに「預金口座振替依頼書」を「返信用封筒」にて愛知県社会保険協会までご返送をお願いいたします。

また、すでに口座振替をご利用いただいております会員事業所様で口座振替金融機関の変更につきましても2024年2月15日（木）までに改めて「預金口座振替依頼書」を愛知県社会保険協会まで送付いただきますようお願いいたします。（預金口座振替依頼書は、愛知県社会保険協会のホームページに掲載しております）

提出先

〒456-0022 名古屋市熱田区横田1-11-6 フジ神宮ビル8階  
一般財団法人 愛知県社会保険協会「口座振替」係

お問い合わせ先

TEL 052-678-7330

## 職場の研修・健康づくりにDVDをご利用ください！

愛知県社会保険協会では、健康づくり事業の一環として、無料で健康に関するDVDの貸し出しを行っています。DVDは全53タイトルあり、内容は健康づくり・生活習慣病予防、メンタルヘルス、ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ）を揃えています。皆様の職場の研修や健康づくりにぜひ活用してください。

一度の貸し出しは2タイトルまで、貸出期間は2週間以内です。貸し出しを希望される会員事業所の方は、愛知県社会保険協会へご利用の2週間前までにお申し込みください。

申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

## 受講者募集！「労働保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の講習内容で事務講習会を開催いたします。

受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◎開催日時・会場 3日間とも 午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催日	会場	所在地	定員(名)
2月21日(水)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	80
2月26日(月)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1101	名古屋市中村区名駅4-4-38	65
2月27日(火)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室1101	名古屋市中村区名駅4-4-38	65

講習会は3日間とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

◆講習内容 ・労働保険の概要  
・労働保険の主な事務手続きについて

◆講師 社会保険労務士

◆受講料 無料

◆申込資格 2023年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方  
お申し込みは、1事業所1名様とします。

◆申込期限 2月2日(金)

申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

社会保険 あいち No.561

— 令和6年1月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <https://www.shaho-aichi.jp>